

## 防災基本計画における災害用トイレの位置づけ

- 国** : 携帯トイレと簡易トイレが、生活必需品として位置づけられました。
- 自治体** : 指定避難所で、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ等のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めることになっています。
- 市民** : 最低3日間、推奨1週間分の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄が必要です。

上記は「防災基本計画」の以下の場所に掲載されている。下記にページ数と項目を抜粋した。

※防災基本計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

(掲載ページ) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

### ▼p14（抜粋）

- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
- ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
  - ・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動
  - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

### ▼p31（抜粋）

- 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

### ▼p34-35（抜粋）

- 国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。
- 食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、育児用調製粉乳、飲料水（ペットボトル）
- 生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジポンプ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレトーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク

災害用トイレ普及・推進プロジェクト 事務局

NPO 法人 日本トイレ研究所

Mail: [saigai@toilet.or.jp](mailto:saigai@toilet.or.jp)

HP: <http://www.toilet.or.jp>

<http://www.toilet.or.jp/toilet-guide/> (災害用トイレガイド)